

基本理念

子どもたちが夢や希望を持ち、
みんなで育て未来につなげるまち きたかみ

基本目標

1 子ども・若者が夢や希望を持てるまち

- | | |
|--------|--|
| 施策の方向性 | ① 「子どもの権利」の普及・啓発と意見聴取の機会創出
(関連：重点施策1) |
| | ② 多様な体験・触れ合いの機会づくり(関連：重点施策2) |
| | ③ こどもの貧困対策の充実 |
| | ④ 障がいなどのある子ども・若者への支援の充実 |
| | ⑤ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 |
| | ⑥ 子ども・若者の心の健康づくりなどの推進 |



2 子ども・若者が成長・活躍できるまち

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 施策の方向性 | ① こどもの誕生前から幼児期までに対する支援
(関連：重点施策3) |
| | ② 学童期・思春期に対する支援 (関連：重点施策2) |
| | ③ 青年期・ポスト青年期(移行期)に対する支援 |

3 子育て世帯が安心して暮らせるまち

- | | |
|--------|---------------------------|
| 施策の方向性 | ① 経済的負担の軽減 |
| | ② 子育て、家庭教育への支援 (関連：重点施策3) |
| | ③ ライフ・ワーク・バランスの推進 |
| | ④ ひとり親家庭への支援 |



重点施策

重点施策1 こどもの権利の尊重

社会全体が子どもや若者の自己実現を後押しし、子どもや若者に関わる全ての施策において、子ども・若者の権利や最善の利益が考慮されるよう取り組むことを最重要事項の一つであると考え、計画を推進します。

重点施策2 多様な居場所づくり

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、人が生きていく上で不可欠な要素であることから、行政・学校・家庭・地域などが連携・協働しながら社会全体で多様な居場所づくりを推進します。

重点施策3 孤立を防ぐための子育て世帯へのサポート

市内で生まれ育っている人も、転入で移り住んでいる人も等しく、子育て当事者が孤立しないようそれぞれのニーズに対応したサポートをします。

また、子育て支援事業の周知徹底・普及に取り組み、相談しやすい体制を充実させます。

今後、本計画に沿って国や県、保護者、子ども・子育て支援機関、事業主および市民関係団体などと連携しながら、市全体でこどもの権利を基盤とした取り組みを推進します。

北上市子ども計画本編・概要版・やさしい版は、市のホームページからご覧いただけます。



みんな幸せに生きる権利を持っているよ！



うきうき・わくわくが広がる未来へ

北上市子ども計画を策定しました

■問い合わせ…子育て支援課 ☎0197-72-8260

子どもたちが“うきうき”“わくわく”しながら毎日を過ごせる社会は、どんな社会でしょうか。北上市では、そのような“うきうき”“わくわく”する「子どもまんなか社会」の実現を目指して、「北上市子ども計画」を定めました。

この計画は、国の「子ども大綱」に基づき、全ての子ども・若者が夢や希望を持てるように、環境に左右されずに育つことができるまちづくりを進めていくためのものです。

こどもの権利を大切にします

子どもはみんな、生まれた時から幸せに生きる権利を持っています。子どもが、自分らしく、伸び伸びと成長していくために必要な「こどもの基本的な権利」です。子どもたちの持つさまざまな権利は、「子どもの権利条約」で国際的に決められており、次の4つの原則があります。

1 差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

2 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、そのことが行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。

こどもの権利 4つの原則

3 命を守られ成長できること

全てのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 意見を表明し考慮されること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

○枠の中はフリガナを書いています。親子で読んでみてください。